

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2023年11月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコバビル4階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

あれだけ暑かった夏がやっと終わったかと思えば、秋の心地よい季節を満喫したのも束の間、あっという間に冬の入り口が見えてきました。どこからともなくキンモクセイの香りが漂う空気感をもう少し楽しみたい、と思うのは私だけでしょうか。

後見人には想像力が必要だとつくづく思うことがあります。特に身上保護の分野においてです。定石ではこうだけれど、いつもそれで想定しておいて良いのか、あるいは想定外を常に意識して行動すべきなのか。平穩無事にご本人が過ごせている間は良いのですが、それが揺らぎ始める前に緊急事態を意識する必要があると思う出来事が最近続きました。

成年後見制度は発足して20年以上経ち、その勘所が共有されているとはいえ、ご本人が年齢を重ねると二人三脚で専門職後見人も進歩していかなければなりません。出来事に遭遇してはじめて、準備できることが見えてくる、という部分も今だにあります。何事も経験なのですが、私も23年やってきて初めて経験する事態もあります。上部団体からの指導内容にも入っていないこと、マニュアルやひな型にないことをしっかりと積み上げていかなければならないのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

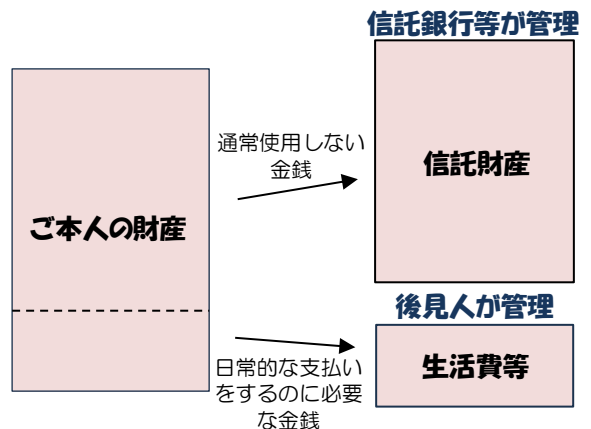
前回は後見等監督人の説明の中で、財産が多い場合に監督人がつくことがあると紹介しましたが、他にも「**後見制度支援信託**」というものがあります。

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。信託財産を払い戻したり、解約するには、あらかじめ家庭裁判所の許可（指示書）が必要となりますが、日常的に必要な金銭、つまり入所施設の費用や生活費、年金等の後見人が管理する金銭が収入よりも支出の方が多くなると見込まれる場合には、信託財産から定期交付することもできます。このように**日常で使用する金銭と使用しない金銭を分けて管理することで本人の財産の適切な管理・利用が可能になるのです。**

《後見制度支援信託の特徴》

信託した財産は、信託銀行等が保有する財産とは区別して取り扱われます。さらに、信託財産の運用によって元本割れが生じたときには元本が保証されるほか、預金保険制度の保護対象にもなるため、信託銀行等が破綻した場合でも元本1,000万円までは保護されます。

尚、信託することができる財産は金銭のみです。不動産や動産は信託できません。株式や投資信託等の金融商品は売却すれば対象財産となりますが、財産の状況が大きく変わるため、事案ごとに検討が必要です。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントでき
ました!!
どうぞよろしく☆



後見制度支援信託は、後見類型と未成年後見においてのみ利用することが可能です。保佐、補助及び任意後見では利用できません。そのため、ご本人の財産が多い場合に、成年後見では監督人が後見制度支援信託かの選択肢があるのに対し、保佐等では監督人の一択となります。

次号でも、この「後見制度支援信託」についてご紹介します。